

## 取引証拠金規則運用要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、取引証拠金等に関する規則（以下「証拠金規則」という。）に基づき、当社が定める事項及び同規則の運用にあたり必要な事項について規定する。

### (取引受渡証拠金の額)

第2条 証拠金規則第5条及び第6条に規定する取引受渡証拠金の額は、指定市場開設者から通知を受けた額を計算の基礎として当社が定める額とする。

### (充用有価証券等)

第3条 証拠金規則第9条に規定する充用有価証券及び倉荷証券の取扱いに関する事項は、充用有価証券に関する取扱要綱に定めるところによるものとする。

2 証拠金規則第11条第5項に規定する充用価格は、充用有価証券に関する取扱要綱に基づき算出した額とする。

### (取引証拠金の預託方法)

第4条 証拠金規則第10条、第11条第1項から第3項及び第5項、第12条、第13条第1項及び第3項並びに第15条に規定する取引証拠金の預託は、清算参加者が決済銀行に設ける決済口座からの口座振替により行うものとする。

2 当社が特に必要と認めた場合にあつては、前項の規定にかかわらず、前項の口座振替によらない預託方法をとることができるものとする。

### (時価評価額)

第5条 証拠金規則第11条第2項に定める充用有価証券等の時価評価額は、毎月10日（休日の場合は、順次繰り上げる。）の市場価格等を基準とした額とし、その適用期間は、当該月の25日（休日の場合は、順次繰り下げる。）から翌月の24日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、時価が充用価格を下回ったときは、充用価格の変更とあわせて時価を変更するものとする。

### (主務大臣が命じた場合の取引証拠金の額の変更)

第6条 商品先物取引法第118条の規定に基づき、主務大臣が取引証拠金の額の変更を命じたときは、その内容を踏まえて当社が定める額とする。

#### (取引証拠金の当日預託)

第6条の2 証拠金規則第14条の2第1項に定める取引証拠金の当日預託の方法等について次のとおり定めるものとする。

- (1) 清算参加者（受託会員等）が当社に取引証拠金として金銭（充用外貨を含む。）を預託するときは、委託者から差し入れ又は預託を受けた日に当社が定める方法により預入申請をするとともに、当社が指定する決済銀行の当社口座に振込み又は外国為替送金により預託するものとする。
- (2) 清算参加者（受託会員等）が当社に取引証拠金として充用有価証券等を預託するときは、委託者から差し入れ又は預託を受けた日の午後2時15分までに当社が定める方法により預入申請をするとともに、当社が指定する証券会社の当社口座に口座振替又は所定の受付窓口にて午後3時までに持ち込む方法により預託するものとする。
- (3) 第14条の2第1項第4号に定める「当該委託者が負担すべき額」とは、次に掲げるものをいう。

- ① 清算参加者（受託会員等）による当社への約定差金及び帳入差金の支払において、清算参加者（受託会員等）が当該委託者の値洗損金及び売買差損金を立て替えている額
- ② 清算参加者（受託会員等）による当社への取引証拠金の預託において、清算参加者（受託会員等）が当該委託者の証拠金維持額を立て替えている額
- ③ 未精算の委託手数料又は仮委託手数料及びこれらの消費税相当額を合算した額

2 証拠金規則第14条の2第2項に定める取引証拠金の当日預託の方法等について、前項第1号及び第2号中、「委託者」を「取次者又は非清算参加者」と読み替えて適用するものとする。

#### (取引証拠金の額の申告)

第7条 証拠金規則第21条に規定する取引証拠金の額の申告時限は、原則として午後7時とする。

#### (受渡代金等の当日預託)

第7条の2 証拠金規則第22条の6に規定する受渡代金等の当日預託の方法等について次のとおり定めるものとする。

- (1) 清算参加者（受託会員等）が当社に受渡代金等として金銭を預託するときは、委託者、取次者又は非清算参加者から差し入れを受けた日に当社が定める方法により預入申請をするとともに、当社が指定する決済銀行の当社口座に振込みにより預託するものとする。
- (2) 清算参加者（受託会員等）が当社に受渡代金等として有価証券（倉荷証券に限る。）を預託するときは、委託者、取次者又は非清算参加者から差し入れを受けた日の午後2時15分までに当社が定める方法により預入申請をするとともに、当社が指定する証券会社の所定の受付窓口にて午後3時までに持ち込む方法により預託するものとする。

#### **（委託者の返還請求権）**

第8条 証拠金規則第30条第3項（第33条において準用する場合を含む）及び第33条の2第2項の規定に基づく委託者の返還請求権の行使は、別紙申告書によりこれを行うものとする。

- 2 前項の規定により返還請求権の申告を行う場合において、委託証拠金に係る充用有価証券等の時価評価額は、原則として、証拠金規則第30条第2項の規定に基づき返還請求権を当社に対し直接行使することができることとなった日の時価等によりこれを算出するものとする。

#### **（移管された未決済約定に係る取引証拠金の返戻等）**

第9条 証拠金規則第32条に規定する当社への申告は、所定の書式により行うものとする。

#### **（差換預託LG契約に係る契約額の届出）**

第10条 証拠金規則第35条第1項に規定する契約額の届出の方法並びに第37条に規定する差換預託LG契約に関し必要な事項は、「差換預託LG契約に関する取扱要綱」によるものとする。

#### **（直接預託LG契約に係る契約額の届出）**

第11条 証拠金規則第37条の4第1項に規定する契約額の届出の方法並びに第37条の6に規定する直接預託LG契約に関し必要な事項は、「直接預託LG契約に関する取扱要綱」によるものとする。

#### **（改正権限）**

第12条 本要綱の変更は、代表取締役社長の決裁をもって行うものとする。

**附 則**

この要綱は、平成17年5月1日から実施する。

**附 則**

第9条（委託者の返還請求権）第1項の変更規定及び同条第2項の新設規定は、平成17年11月9日から実施する。

**附 則**

第7条（先物取引に係る債務の区分の特例）を削除し、第8条を第7条に改め、以下1条ずつ繰り上げる変更規定は、平成18年4月4日から実施する。

**附 則**

第7条（取引証拠金の額の申告）の変更規定は、平成20年1月7日から実施する。

**附 則**

第7条（取引証拠金の額の申告）の変更規定は、平成21年7月1日から実施する。

**附 則**

第2条（証拠金の額）の変更規定は、平成21年10月8日から実施する。

**附 則**

第10条の変更規定並びに第11条の新設規定は平成22年7月1日から実施する。

**附 則**

第8条（委託者の返還請求権）の変更規定並びに第12条（改正権限）の新設規定は平成23年1月1日から実施し、第2条（取引受渡証拠金の額）及び第6条（主務大臣が命じた場合の取引証拠金の額の変更）の変更規定は平成23年1月4日から実施する。

**附 則**

第4条（取引証拠金の預託方法）の変更規定は、平成25年4月30日か

ら実施する。

## 附 則

第6条の2（取引証拠金の当日預託）及び第7条の2（受渡代金等の当日預託）の新設規定は、平成30年10月9日から実施する。